

運輸安全マネジメントに関する取り組み

四国交通株式会社

2021年4月1日

1. 輸送の安全に関する基本方針

- ① 社長（経営者）は会社の目標である”安全、安心、快適”なバス輸送の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全に主導的な役割を果たします。
- ② 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底させます。
- ③ 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、全社一丸となって輸送の安全性の向上に努め、輸送の安全に関する情報は積極的に公表いたします。
- ④ 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的且つ効率的に行うよう努めます。
- ⑤ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置、または予防措置を講じます。
- ⑥ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2020年度の実績及び2021年度の目標

	重大事故		有責事故		車内事故		備 考
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
2020年度	0件	0件	前年度より20%減	6件	0件	0件	前年より1件増加
2021年度	0件		前年度より20%減		0件		

※重大事故とは、自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する事項をいう

3. 2020年度月別安全目標

4月	車両・施設の美化
5月	交通弱者への安全確保
6月	雨による事故・クレームの撲滅
7月	バック事故ゼロ
8月	乗降中のお客さまの安全確保
9月	エコドライブの推進
10月	お客さまの気持ちで接客・対応
11月	目配り・気配り・心配りを大切に
12月	右折・左折の事故防止
1月	「ありがとうございます」を言おう
2月	健康管理に気を付ける
3月	確認の徹底

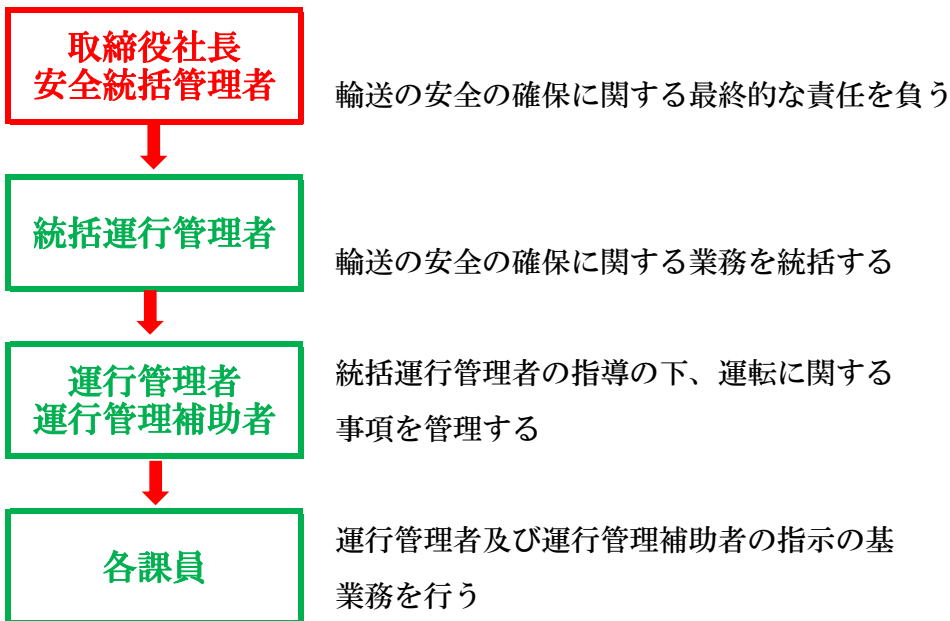
4. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

2020年度実績

有責重大事故0件	無責重大事故0件	車両故障0件
車内人身有責事故		0件
車内人身無責事故		0件
車両接触有責事故		6件
車外人身有責事故		0件
車外人身無責事故		0件
車両接触無責事故		0件
車 両 故 障		0件

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

※社長をトップとする安全管理組織を構築し、責務を明確にしています。



(注) 安全統括管理者が、病気等で不在の場合は営業部上長がその業務を代行する

6. 輸送の安全に関する重点施策

2020年度に発生した事故および苦情内容を分析し、2つの重点施策を実行します。

① バック事故および静止物への接触事故の防止

動作に入る前に一呼吸（3秒間）間を開け、バックカメラの確認および目視確認を徹底します。

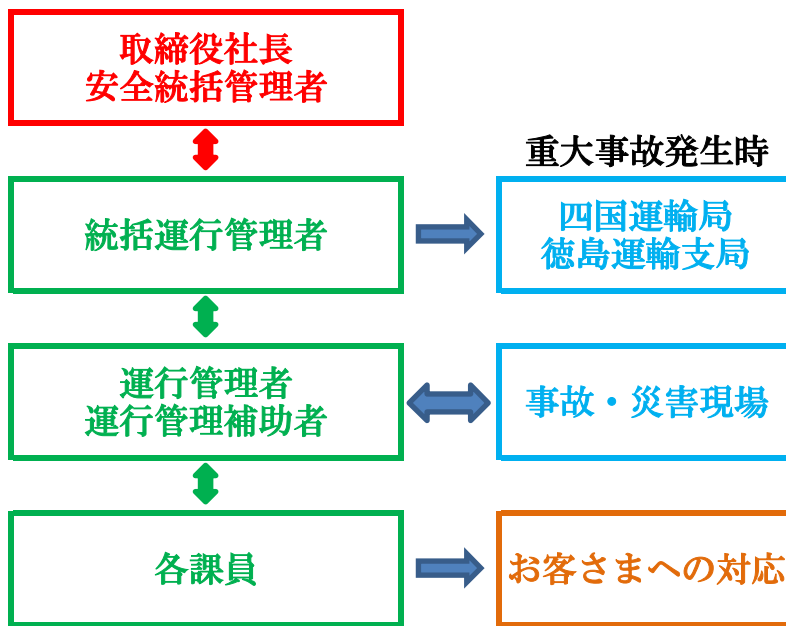
② バス停における確認不足の撲滅

バス停での確認不足による苦情を撲滅します。

7. 輸送の安全に関する計画及び、教育・研修の計画

- | | |
|-------------------------|--------|
| ① 毎月の事故防止目標を掲げる | 毎月末に更新 |
| ② 営業部会議の開催 | 毎月1回開催 |
| ③ 自動車事故対策機構での乗務員適正診断の実施 | 2月頃実施 |
| ④ 運行管理者を対象とした研修の実施 | 年1回以上 |
| ⑤ 事故惹起者に対する指導 | その都度実施 |
| ⑥ 新任運転者の教育 | その都度実施 |

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制



9. 輸送の安全に関する費用及び投資

項目	備考
車両関係	新造車両、中古車両の購入(老朽化した車両の更新) 車両器具類 ASV装置の導入 車両整備 等
教育関係	適性診断 適齢診断 運行管理者講習 等
表彰制度	無事故表彰 等

10. 安全管理規定及び安全統括管理者

- ① 安全管理規定 別紙「安全管理規定」のとおり
- ② 安全統括管理者 取締役社長

毎年2月頃に選任チームを結成し、内部監査を実施します。

輸送の安全に関する定例の内部監査を2021年3月10日に実施しました。

- ① 監査目的 点呼や車両点検をはじめとした、報告書への適正な記録ができているか。
また、記録を元に指導に活用できているかを目的とした。
- ② 被監査部門 経営トップ並びに安全統括管理者及び本社部門
- ③ 監査範囲 点検報告書の適正な記録と、経営トップ並びに安全統括管理者の安全に対する考え方や、事故防止意識の確認
- ④ 計画 監査実施日程の指定
監査項目の作成（内部監査規定）
- ⑤ 準備 安全統括管理者 ⇒ 内部監査要員の選定
監査チーム ⇒ 被監査部門への通知
- ⑥ 実施
 1. オープニングインタビュー
 2. 文書、記録類の確認
 3. クロージングミーティング
- ⑦ 報告 監査報告書の作成と被監査部門への報告、管理部門への報告
- ⑧ 指摘事項
 - ①【重大】一般道で60km以上が目立つ。高速道は100km/h以上が殆どである。
 - ②【重大】始終業時のアルコールチェックの記録に不備がある。
 - ③【重大】運転者台帳・日常点検表の記載漏れ
- ⑨ 改善内容
 - ①現在、一般道60km/h 高速道100km/hとなっている社内基準について
一般道55km/h 高速道95km/hとする。
 - ②アルコールチェッカーからパソコンにデータ送信・保存に不具合が発生
した場合には、点呼簿にその状況を記載し代替手段についても記録する。
 - ③運転者台帳を速やかに訂正する。日常点検表は運行管理者に加え
統括運行管理者による二重チェックを行い、管理する。

12. 輸送の安全に関する実績(2020年度)

輸送の安全に関する費用および投資の実績

項目	備考
車両関係	低濃度オゾン発生装置を観光バス全車・高速乗合バス全車に導入し乗務員によるアルコール消毒の機会の低減など運転外業務の負担軽減を行い、休憩・休息時間を適切に確保しました。
教育関係	徳島バス乗務研修(車内事故防止・CS向上) 全運転手が参加しました。 適性診断 5名 受診しました。 特定診断 5名(適齢診断 3名 初任診断 2名) 受診しました。 運行管理者 基礎講習1名 一般講習2名 受講しました。
表彰制度	無事故表彰 9名を表彰しました。